

第 7 7 回 奈良県中学校総合体育大会実施要項

1. 開催趣旨

県内中学生の体力向上と、学習の一環として、多くの生徒が本大会を通してスポーツを正しく理解させるとともに、健康の増進を図り、望ましい中学生としての生活体験をつませ、あわせて県下中学校のスポーツの振興を図る。

2. 名 称

第 7 7 回 奈良県中学校総合体育大会

3. 主 催

奈良県中学校体育連盟 奈良県教育委員会

4. 後 援

奈良新聞社 読売新聞社

5. 期日競技

① 第一次大会 令和 8 年 7 月 1 1 日 (土) ～ 3 0 日 (木)

(但しラグビーは 8 月 2 3 日、3 0 日 予備日 9 月 6 日)

野球、バレーボール、バスケットボール、サッカー、卓球、ホッケー
体操・新体操、ラグビー、テニス、弓道、相撲、ハンドボール、剣道
ソフトボール、バドミントン、水泳、ソフトテニス、柔道、陸上

② 第二次大会 令和 8 年 1 1 月 8 日(日) 駅伝競走

種 目	日数	種 目	日数
野 球	7	ハンドボール	4
バレーボール	5	ソフトボール	3
バスケットボール	7	バドミントン	4
サッカー	8	剣 道	3
卓 球	4	柔 道	2
新体操・体操	1	水泳競技	2
ホッケー	2	相 撲	1
ラグビー	2	ソフトテニス	5
テ ニ ス	3	陸上競技	3
弓道	1	駅伝	1

6. 競技方法

並びに

競技規定

(1) 第一次大会、第二次大会とも、近畿大会の予選を兼ねる。

細部は競技別要項による。

(2) 競技終了時刻は 1 7 時を原則とする。

7. 参加制限

(1) 全種目オープン参加で行うことが望ましいが、日程、会場等の理由で実施できない種目は、市郡代表での出場となる。

(団体戦) 全てオープン参加で行う。(駅伝を含む)

(個人戦) 剣道については、ブロック予選を行って代表選手を決定する。

※ 水泳は、出場標準記録を突破していること。

(2) 参加生徒は、奈良県中学校体育連盟の学校に在学し、学校長の承認を受けたものとする。

(3) 参加生徒の引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。

なお、部活動指導員は、他校の引率者及び監督者にはなれない。

(4) 引率者・監督出場校に関する特例

奈良県中学校体育連盟が主催する大会の参加について、出場校の校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、出場校の校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「奈良県中学校総合体育大会引率・監督細則」により、出場校の校長が承認した引率者として外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督の資格を認める。

- (5) 奈良県中学校体育連盟が主催する大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者は、「運動部活動顧問等の部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する(公財)日本中学校体育連盟の対応(平成29年11月29日付29中体第356号)」に準じ、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。
校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。
- (6) 複数校合同チームの大会参加について
複数校合同チームで参加する場合は、「奈良県中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規定」の条件を満たしていること。
- (7) 拠点校部活動の大会参加について
拠点校部活動で参加する場合は、「奈良県中学校体育連盟の示す拠点校部活動参加規程」の条件を満たしていること。
- (8) 拠点校部活動における複数校合同チームの編成について
「奈良県中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規定」及び「拠点校方式による部活動のチーム等の参加規定」を満たしていること。
- (9) 取得する個人情報については、大会参加の要件とする。ただし、本連盟は、個人情報保護法に基づき、個人情報保護に関する法令を遵守し、取得した個人情報については適正に取り扱う。取得した個人情報は、競技大会の資格審査・競技大会運営上必要なプログラム編成及び作成、大会結果掲載(ホームページ・大会記録集・報道関係への提供等)、その他競技運営及び競技に必要な連絡等に利用するものとする。
8. 参加上の注意
9. 表彰規定
- (1) 大会中に競技選手に病気または傷害が生じた時は、応急処置はするが、それ以降の責任は負わない。
- (2) 個人、団体とも3位までとし、優勝者、優勝チームの一員にはメダルを授与する。
- (3) 団体チームには、優勝旗又は優勝杯、優勝盾を授与する。但し、持ち回りとする。
- (4) 団体競技の1・2位のチームには、各個人の賞状を授与する。
(陸上・水泳競技のリレー、団体戦と個人戦のある競技の団体戦を含む)
10. その他
- (1) 警報発令時の対応について
※原則として午前6時現在、県下一部地域に警報が発令されている場合は、順延とする。また、午前6時～8時の間に警報が発令された場合も順延とする。
午前8時以降の警報の処置については、各専門部にゆだねる。
- 例外) : 地域的に警報発令がなく、出場校に影響がなければ試合をすることもある。
- (2) 地震発生時の対応について
※原則として大会当日、大会開始時間までに県内一部地域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、順延とする。また、大会途中で県内一部地域に震度5弱以上の地震が発生した場合は、大会を中断し、速やかに選手を安全な場所に避難させる。なお、その日の大会は中止し、順延とする。その他、不測の事態が生じた時は、専門部と大会本部が協議する。
- (3) 落雷(降雨含む)に伴う対応について
- ①競技大会前の事前準備
参加者の安全を確保するために、落雷等の急激な気象状況の変化に備え、大会前以下の準備をする。
ア・避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定
(特に屋外競技)
イ. 雷をはじめとする急激な気象変化を予見するための情報入手方法の決定
ウ. 継続・中断・中止を判断する責任者と判断手順の決定

②競技大会の中断・中止等の判断

競技専門部(主に屋外競技)は、落雷の気象状況変化の情報を早期に収集し、事前に定めた方法により競技大会の中断・中止等を適切に判断する。また、必要に応じて大会参加者に対し、気象状況や避難誘導のアナウンスを行う。

※ 落雷の場合、雷鳴が聞こえる距離(約10km)の範囲内は、その場に落雷する可能性があるため、十分注意する。

(再開にあたっては、雷鳴が30分間聞こえないこと。但し、雷雲がないか、気象庁や防災アプリなどで雨雲をレーダーを確認してください。)

「奈良県中学校総合体育大会引率・監督細則」

生徒の大会参加に伴う引率・監督については、当該校の校長・教員・部活動指導員であることを基本とするが、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率・監督できず、学校長がやむを得ないと判断した場合に限るもので、安易に引率者としての外部指導者や他校の校長・教員による引率や監督を認めるものではない。

(1) 引率者としての外部指導者の規定

- ① 当該の学校長が認めた20歳以上であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。尚、事前に学校長との間で外部指導者としての契約(本連盟における手続き・報告は様式1・2・3をもって行う)がなされていること。
- ② 専門部から要請があるときは、大会競技役員として大会運営に協力すること。
- ③ 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは不適格者として会長または競技専門部長・専門委員長から当該の学校長に連絡し資格を取り消す。
- ④ この規定以外のことは、各競技専門部の規定及び大会要項のとおりとする。

(2) 引率者としての外部指導者や他校の校長・教員への監督依頼は、やむを得ない場合に限り認める。

① 引率者としての外部指導者へ監督を依頼する場合

その際の監督は、他校の中学校教員とする。当該の学校長は、監督を引き受けた教員の学校長と本人に文書で依頼し、県中体連事務局へ報告をすること。

手続きは、依頼書(様式2) 承諾書(様式3) 報告書(様式1)

② 各専門部が定める会場使用上の規定を遵守し、責任ある行動をとること。

(3) 生徒の大会出場に関わる全責任は学校長が負う。

(4) 引率上の留意点及び大会会場における留意点

- ・引率時は、公の交通機関を利用すること。
- ・引率者としての外部指導者は、引率上の指導事項等について事前に当該校の学校長と十分に協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導する。
- ・引率者としての外部指導者は任意の傷害保険等に加入すること。
- ・専門部が定める会場使用上の規定を遵守し、責任ある行動をとること。特に、引率者としてふさわしくないと専門部が判断した場合は、会場から退場を命じるとともに、当該人物については、以降一切の参加は認めない。

(5) 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動(学校の教育課程として行われるものを除く。)に係る技術的な指導に従事するもの及び学校の職員(義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用)。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。

校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

(6) 本規定は、平成16年4月1日より実施する。

令和 5年4月 1日一部改正

令和 8年5月19日改訂(軽微な修正)

※ 当該学校に運動部活動がなく、学校外で活動している生徒が学校長の承認の上、校長・教員・部活動指導員・引率外部指導者が引率して大会に出場する場合、生徒に対し「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」が適用される。

「奈良県中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規定」

奈良県中学校総合体育大会において、部員数が少ないため単独でチーム編成が出来ない中学校（運動部活動）に対し、大会参加のための救済措置として以下のとおり規定を設ける。合同チームは、あくまでも救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。

- ① 合同チームは各校は、各学校の部活動として位置づけられ、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
 - ② 合同チームの各校は、奈良県中学校体育連盟に加盟していること。
 - ③ 個人種目のない以下の競技種目に限る。
バスケットボール（５）、サッカー（１１）、バレーボール（６）、ホッケー（６）
ハンドボール（７）、野球（９）、ソフトボール（９）、ラグビーフットボール（１２）
- ※（ ）内の人数を下回った場合を原則として合同チームを編成できる。人数の偏り、学校事情による合同の解消等についても柔軟に対応すること。前年度近畿大会以降に複数校合同チームの実績があるものについては、次年度の総体も複数校合同チームを編成しても構わない。
- ④ 当該の学校長は、事前に合同チームの指導体制を協議し、大会参加にかかわる協定書（様式１０）を締結すること。
 - ⑤ 登録チーム名は校名を連記すること。
 - ⑥ 合同チームの登録手続き（様式１１）は、当該の学校長が承認の上、競技別プログラム編成会議の２週間前までに代表校長が行い、合同チームは、大会に向けて合同チームとしての練習会等を実施すること。承認書（様式１２）
 - ⑦ 参加申込手続き（様式１３）は、当該の学校長が承認の上、代表校長が行う。
 - ⑧ 合同チームの引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は、校長・教員（部活動指導員は含まない）による代表引率・監督を認めるが、当該の学校長相互において協議し承認されていること。※ベンチには、必ず両校監督が入ること。
- １）部活動指導員として複数校に勤務する場合、中学校体育連盟が主催する大会で引率・監督を担当できる学校は１校のみとする。
- 着任時に大会等の引率・監督を担当する学校を決定し中体連事務局に報告する。
- 複数の都道府県で指導する場合も、引率・監督を認めるのは１校のみである。
- ⑨ 各専門部においては、本規定に基づき、内規を定めることができる。尚、出場校は、その内規を遵守し、合同チームを編成すること。
 - ⑩ 各専門部においては、本規定の趣旨を踏まえ参加状況を把握し、大会本部に報告すること。
（登録手続きの写しを大会本部へ提出）
 - ⑪ 大会本部は、実施していく過程で生じる問題について各専門部の実態と本規定の趣旨を踏まえて対処する。
 - ⑫ 本規定は、平成１６年４月 １日より実施する。

平成２４年２月２４日規定を一部改正
平成２８年６月２４日規定を一部改正
平成３０年５月２８日規定を一部改正
令和 ５年４月 １日規定を一部改正
令和 ８年５月１９日改訂（軽微な修正）

【参加特例1】

参加資格の特例について

令和5年 4月 1日

- ◎ 下記に該当するものは奈良県中学校総合体育大会及び新人大会、共催大会の参加を認める。
- 1 学校教育法第134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、奈良県中学校体育連盟の予選大会に参加を認められた生徒であること。
 - 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。

(1) 県総体、新人大会、共催大会の参加を認める条件

- ア 奈良県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
- ウ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに適切に行われていること。

(2) 県総体、新人大会、共催大会に参加した場合に守るべき条件

- ア 各大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 各大会参加に際しては、責任ある当該校校長又は教員が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険（スポーツ安全保険）等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ウ 大会参加に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

(3) 県総体、新人大会、共催大会における複数種目出場の特例規定

- ・県においては地域の実情に鑑み、多様な活動機会を確保する観点から、本連盟が主催・共催する大会に限り、複数種目の参加を認めるものとする。本規定を適用して、出場を希望する者は、あらかじめ様式15を県事務局と県専門部に提出しなければならない。また以下の事項を遵守しなければならない。
- ア 必ず事前に主として所属している団体の代表者から承認を得ること。
- イ 同一種目において、異なる団体から重複して出場することはできない。
- ウ 学校部活動として出場する場合は、同一校（在籍校）に限る。（複数校合同チームや拠点校部活動は除く）
- エ 学校部活動と地域クラブ活動（民間クラブチームを含む）を兼ねて（異なる種目で）出場することは可能とする。
- オ 本規定は奈良県中体連が主催・共催する大会に限る。（近畿大会等の上位大会には適用されない）

令和8年5月19日一部改正

【参加特例2】

◎ 奈良県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体(地域クラブ活動)等に所属する中学生の参加資格についての特例

「奈良県中学校体育連盟が主催する総合体育大会及び新人大会の開催基準要項」に追加し、参加資格とする。

(1) 地域スポーツ団体(地域クラブ活動)等に所属し、奈良県中学校体育連盟及び県内各市郡中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

(2) 奈良県中学校体育連盟主催大会に参加を希望する地域スポーツ団体(地域クラブ活動)等は以下の条件を具備すること。

① 奈良県中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件

ア 奈良県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年令及び修業年限が我が国の中学校と一致していること(奈良県下の中学校等に在籍している生徒であること)。

ウ 民間クラブチームにあつては、認定申請の締切日より遡って6ヶ月以上、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者のもと、奈良県下で適切に指導が行われていること。

※ 国のガイドラインに基づき市町村等が公認した「認定地域クラブ活動」は、この限りではない。

エ 『学校運動部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』(令和7年12月スポーツ庁発出)の「II新たな地域クラブ活動、2適切な運営や効率的・効果的な活動の推進、(5)適切な休養日等の設定」を遵守していること。

オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは奈良県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で奈良県中学校体育連盟に登録していること。

(登録費については、奈良県中学校体育連盟の方針による)。

カ 奈良県中学校体育連盟主催大会における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。

キ 地域スポーツ団体(地域クラブ活動)等で大会に参加する場合、同一大会・同一種目では、在籍中学校での大会参加は原則認めない。その逆も同様である。また、他の地域スポーツ団体(地域クラブ活動)での参加も認めない。

② 奈良県中学校体育連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件

ア 大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 大会参加に際して、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険(スポーツ安全保険)等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体(地域クラブ活動)名での出場は1チームのみとする。(複数のチームの参加はできない)。

オ 競技部によっては、連盟や協会等の規程により年度内の所属チームの変更を認めないところもある。

カ 競技部ごとに定められた細則を遵守すること。

③ 参加を認めない場合

ア 認定の申請に際して、申請書に虚偽の記載があつた場合は、大会参加資格を取り消す場合もある。大会参加後であつた場合は大会結果を取り消すこととする。

イ 上記理由により、奈良県中学校体育連盟の認定を取り消すこととなつた場合、認定等にかつた費用は返金しない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく

令和5年12月21日一部改正

令和8年5月19日一部改正

1 趣旨

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がない場合に、参加を希望する生徒を当該市町村内の一つの学校が受け入れるというものである。市町村もしくは県教育委員会や中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済措置として推進する活動であり。勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校部活動（以下、拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

2 条件

①参加規定

ア. 各市町村教育委員会により、当該地域内において拠点校を定めて編成される1つの運動部であること。もしくは、学校間で協定等を締結のうえ編成される1つの運動部であること。この場合、協定等を締結できる地域は、原則各市町村内に限る。

拠点校となる学校は公立中学校等とする。

イ. 拠点校の管理下で日常的に活動を行っていること。

ウ. 拠点校を編成する関係校全てが本連盟に加盟していること。

エ. チーム等の名称は拠点校名とするが、拠点校であることが分かる形とする。（例 ○○校（拠））

オ. 大会参加に係わる必要な手続き等は拠点校で行うこととし、参加申し込み手続きは、各専門部による。

カ. 大会の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員※とする。

※ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。

キ. 拠点校方式によるチーム等の出場を認めた時は、専門委員長は奈良県中学校体育連盟事務局まで報告する。

②その他

・この規定は、令和5年 4月 1日より施行する。

策 定 令和4年11月24日

令和8年 5月19日一部改正

拠点校部活動における複数校合同チーム編成

1 条件

「奈良県中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規定」及び「拠点校方式による部活動のチーム等の参加規定」を満たし、奈良県中学校体育連盟が承認していることを条件に、複数校合同チームの編成に拠点校部活動を含めた形での大会参加を認める。

2 留意事項

チーム名は校名連記とし、拠点校が含まれていることが分かる形とする。

（例：A・B・C（拠）、A（拠）・B（拠））

策 定 令和8年5月19日

地域移行を進める地域クラブ活動に関する市町村連携規定

1 趣旨

本規定は、市町村の枠組みを越えて中学生の活動機会を確保することを目的とする。教育委員会が主体となり、市町村間で「地域クラブ活動に関する連携協定」を締結することで、地域クラブの円滑な運営と生徒が持続的にスポーツ活動に親しめる環境を確保し、大会への参加を可能とするものである。

2 条件

- ①複数の市区町村が連携して活動を行う場合、その活動の対象区域が明確に定められていること。対象区域は、十分な人数が見込めない場合や多様な体験機会の提供といった目的に応じて、設定する。
- ②対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない。
- ③入部に際して選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。
- ④地域クラブ活動として大会に参加する場合、在籍中学校単位での同一競技への参加は認められない。その逆も同様とする。

3 手続き

市町村連携（協定）による地域クラブ活動の実施および大会参加にあたっては、以下の手続きを経るものとする。

- (1) 連携協定の締結（様式14-①）
- (2) 市町村連携の報告（様式14-②）

策 定 令和8年5月19日

奈良県中学校総合体育大会
出 場 中 学 校 長 殿

奈良県中学校体育連盟
会 長 檀 原 祥 弘

外部指導者確認書の提出について

標記のことについて、貴校生徒及びチームが奈良県中学校総合体育大会の出場に際してコーチまたはマネージャー・アドバイザー・アシスタントコーチを帯同させる場合には、以下の点に留意して提出願います。

- 1、奈良県中学校総合体育大会各専門部開催要項により、「奈良県中学校総合体育大会の引率者・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員とする。
その他コーチ・マネージャー・アドバイザー・アシスタントコーチ（以下「外部指導者」という）については、学校長の承認を受けた20歳以上と定めています。

ただし、「当該校以外の中学校教職員は、外部指導者にはなれない。また、同一人が複数校の外部指導者にはなれない。（水泳飛び込み、体操、新体操、卓球(アドバイザー)、スキーは除く）」と定めています。

即ち、コーチまたはマネージャー等については、出場校の校長・教員以外でもよいとしております。
(以下「外部指導者」と呼ぶ)

- 2、コーチまたはマネージャー等が、外部指導者の場合は、その資格を正しく確認しトラブルを防止するために、外部指導者承認書（様式8）を奈良県中学校体育連盟と各専門部に提出していただきます。
- 3、大会には、専門部へ提出の外部指導者承認書の写しを帯同していただきます。
- 4、趣旨をご理解の上、外部指導者承認書を奈良県中学校体育連盟事務局まで送付してください。また、奈良県中学校体育連盟各専門部へは、その承認書のコピーを送付してください。

※ 部活動指導員とは、平成29年3月14日に、スポーツ庁・文化庁・文部科学省から通知された、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」に基づき、学校設置者により、部活動指導員の任用に関する規則等に定められた者とする。

【別 記】

外部指導者をコーチとして登録を認めている競技

《県中学校総合体育大会・近畿中学校総合体育大会・全国中学校体育大会》

軟式野球、バレーボール、バスケットボール、サッカー、卓球、体操・新体操、陸上競技
ラグビーフットボール、相撲、ハンドボール、ソフトボール、バドミントン、水泳競技
ソフトテニス、柔道、ホッケー、テニス、登山、弓道、スキー、スケート、アイスホッケー
(弓道は県総体)、(ラグビーフットボールは県総体、近畿総体)
(スキーは近畿総体、全中)、(スケート・アイスホッケーは全中)
(陸上競技は、全中のみ認められている。)

外部指導者の引率を認めている競技

《県中学校総合体育大会》

陸上競技、体操・新体操、卓球、柔道、相撲、テニス、弓道

《近畿中学校総合体育大会・全国中学校体育大会》

陸上競技、体操・新体操、卓球、柔道、剣道、水泳競技、相撲、ソフトテニス、
テニス、バドミントン、相撲、スキー、スケート

奈良県中学校総合体育大会にかかわる関係書類の提出について

外部指導者について

※ 外部指導者承認書（様式 8）
提出期日 原則として 6 月末日とする。但し、最終期限は、種目別の抽選日とする。
提出先 県中体連事務局（原本） 県中体連専門部（写し）

引率外部指導者・部活動指導員について

※ 引率者・監督者報告書（様式 1）
※ 部活動指導員確認書（様式 9）
提出期日 原則として 6 月末日とする。但し、最終期限は、種目別の抽選日とするが、
何らかの事由で抽選日以降発生した場合は、大会の前日までとする。
提出先 県中体連事務局（原本） 県中体連専門部（写し）

複数合同チームについて

※ 合同チーム参加にかかわる協定書（様式 10）
提出期限 種目別の抽選会 2 週間前までに代表校長が行う。
提出先 県中体連事務局（原本） 県中体連専門部（写し）
※ 合同チーム登録について（申請）（様式 11）
提出期限 種目別の抽選会 2 週間前までに代表校長が行う。
提出先 県中体連事務局（原本） 県中体連専門部（写し）
※ 合同チーム登録について（承認）（様式 12）
提出期限 専門部が申請書を受取り承認すれば直ちに承認書を抽選会までに届ける。
提出先 専門部が代表校長へ（原本） 県中体連事務局（写し）
※ 参加申込書（合同チーム）（様式 13）
提出先 県中体連専門部

地域クラブ活動に関する市町村連携について

※ 地域クラブ活動に関する連携協定書（様式 14-①）
※ 地域クラブ活動に関する市町村連携について（様式 14-②）
提出先 県中体連事務局（原本） 県中体連専門部（写し）

複数種目出場の特例規定について

※ 複数種目大会参加願（様式 15）
提出先 県中体連事務局（原本） 県中体連専門部（写し）
提出期日 原則として 6 月末日とする。但し、最終期限は、種目別の抽選日とする。